

資料提供
 平成 31 年 3 月 5 日
 課 名 薬務課
 担当者 應 和
 内 線 3220
 直通電話 082-513-3221

広島県薬剤師会と災害薬事コーディネーターに係る協力協定を締結！
(中国地方初)
 ～専門家と連携し災害時における医薬品等の供給調整を強化します～

1 趣旨

今般、大規模災害発生時に、医療機関等から医薬品等の供給要請が頻発する事態に備え、供給調整の司令塔となる災害薬事コーディネーターの県災害対策本部への派遣等について定めた協定を、(公社)広島県薬剤師会と締結し、災害時における医薬品等の供給調整を強化することにより、医療救護体制の更なる充実を図ることとしました。

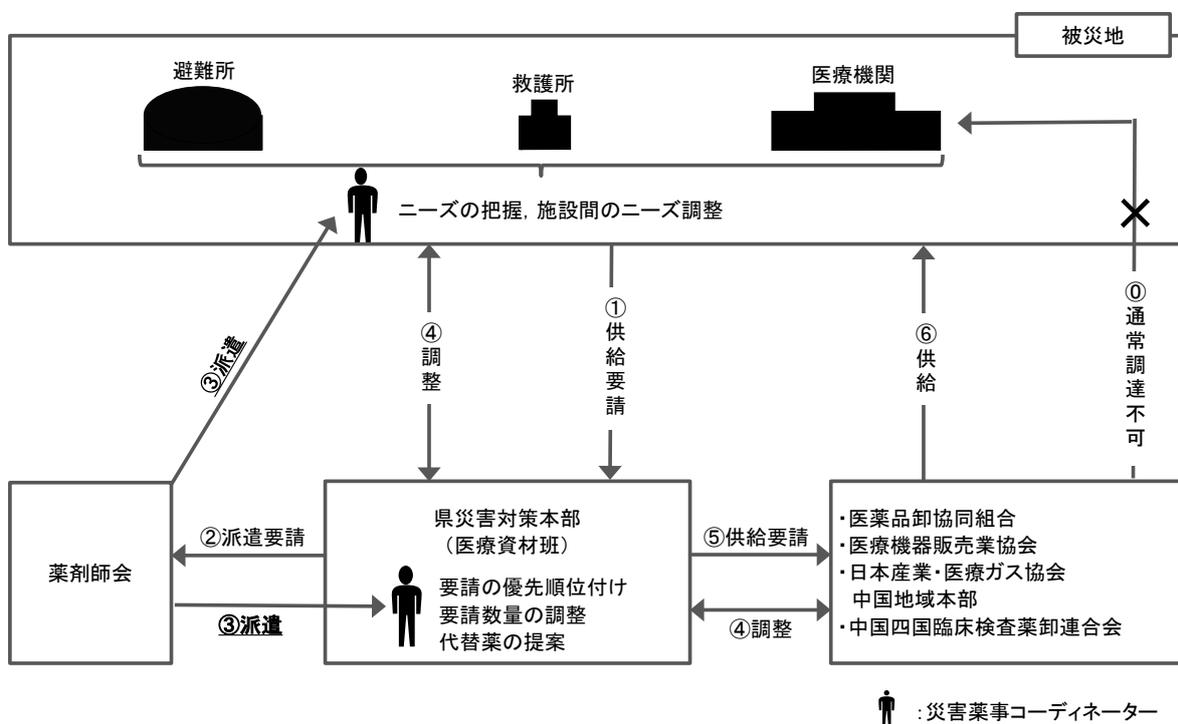
【災害時の医薬品等の供給に係る災害薬事コーディネーターとは】

- 都道府県の災害時医薬品等供給調整業務を補完する(要請の優先順位付け、代替薬の提案、被災地のニーズ掌握)。熊本地震(H28.4月)で活躍。
- 全国的な制度ではないが、一部の都道府県薬剤師会により、その職能として、災害薬事に精通した会員の養成が進んでいる。
 広島県薬剤師会は、平成29年度から養成(日本集団災害医学会研修コースの受講)を開始(現在、15名程度)している。
- 北海道、群馬県、東京都、静岡県、愛知県、徳島県、高知県、大分県及び熊本県が制度化しており、中国地方では本県が初めての導入となる。

2 協定締結式

日 時	平成 31 年 3 月 12 日 (火) 13 時から 13 時 20 分
場 所	県庁北館 2 階第一応接室
協 定 名 称	災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定
出 席 者	広島県薬剤師会会長 <small>とよみまさふみ</small> 豊見雅文、広島県知事 湯崎英彦
協定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県は、必要に応じて、県薬剤師会に対し災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。 ・ 県薬剤師会は、災害薬事に精通した会員を県災害対策本部又は被災地に派遣する。 ・ 災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部において医薬品等の供給調整又は被災地において医薬品等のニーズ把握を行う。 ・ 県薬剤師会は、平時から災害薬事コーディネーターの養成を図り、県の災害訓練に協力する。

＜災害時における医薬品等の供給調整＞



災害時に通常的手段で医薬品等が調達できない場合，従来は，関係団体との協定及び「県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づく，県職員による卸売販売業者等への調整・発注が主な方法でした（平成 30 年 7 月豪雨災害においては，医療救護班及び災害時公衆衛生チーム等からの要請に応じて延べ 121 品目の医薬品等を供給）。

本協定により，大規模災害発生時の医薬品等の供給調整において，災害薬事コーディネーターを介した要請の優先順位付け，代替薬の提案及び被災地のニーズ把握が可能となり，迅速な供給が期待されます。